

“捜査事項照会”ってなんだ？ ：刑事訴訟法学の立場から

2019年6月15日

指宿 信（成城大学）

Makoto Ibusuki©2019

Agenda

1. 定義
2. 利用実態について
3. 解釈と課題
4. 任意処分と強制処分について
5. 任意捜査の適法性が争われた最近の事例から
6. 残る問題：秘密保持要請について

1 定義：捜査関係事項照会とは

刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定による捜査関係事項照会は、公務所又は公私の団体(以下「公務所等」という。)に報告義務を負わせるものであることから、当該公務所等は報告することが国の重大な利益を害する場合を除いては、当該照会に対する回答を拒否できないものと解される。また、同項に基づく報告については、国家公務員法等の守秘義務規定には抵触しないと解されている。しかし、照会先である公務所等に対し、強制力をもって回答を求めることができないことから、回答に伴う業務負担等、相手方に配慮した範囲内において行うものとする。

出典：
愛媛県例規集
平成12年1月21日 例規捜一第1号
○捜査関係事項照会書の取扱いについて

別記様式
様式第48号(刑訴第197条)

文書番号	第	号
管理番号	第	号

捜査関係事項照会書

年 月 日

殿
警察署
司法

④

捜査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、刑事訴訟法第197条第2項によって照会します。

記

照 会 事 項

照 会 事 項

【照会警察署の所在地】〒
【担当者氏名】 (電話))

任意処分に関する明文規定

- ① 出頭要求（198条1項、223条1項）
- ② 被疑者の取調べ（198条）
- ③ 被疑者以外の取調べ（223条）
- ④ 任意提出・領置（221条）
- ⑤ 嘱託鑑定（223条1項）
- ⑥ 通訳・翻訳の嘱託（223条）
- ⑦ 捜査事項照会（197条2項） 
- ⑧ 通信履歴の保全要請（197条3項）
- ⑨ 秘密保持要請（⑦・⑧に関して）（197条5項）

明文規定のない代表的な任意捜査

- 内偵・聞き込み・尾行・張り込み*
- おとり捜査（最高裁平成16年7月12日）
- 写真撮影（最高裁大法廷昭和44年12月24日）
- 動画撮影（最高裁平成20年4月15日）
- 自動速度取締装置（最高裁昭和61年2月14日）

* 犯罪捜査規範（国家公安委員会通達）

第101条 捜査を行うに当つては、聞込、尾行、密行、張込等により、できる限り多くの捜査資料を入手するように努めなければならない。

2. 利用実態について (2)

- 「捜査上有効なデータ等へのアクセス方法等一覧表」 (最高検察庁法科学専門委員会作成)
- メタデータ：データ等名称・概要、入手可能なデータ等の内容、保存期間、保有先・問い合わせ窓口・照会先、照会方法、照会・差押等に当たっての留意事項、その他参考事項、備考
- 掲載企業：主要航空会社、鉄道・バス会社、電気・ガス会社、ポイントカード発行会社、クレジットカード会社、消費者金融、携帯電話会社、コンビニ、スーパー、家電量販店、ドラッグストア、パチンコ店、遊園地、アパレル、居酒屋、劇団、映画館、ガソリンスタンド、カラオケ店、インターネットカフェ、ゲーム会社
- 共同通信社社会部取材班が290社*にアンケート
- 回答例：カードなどの利用履歴 (78社)、氏名・生年月日、住所 (72社)、電話番号 (61社)、銀行口座 (19社)、メールアドレス (15社)、家族情報 (3社) その他、店内防犯カメラ画像やレシート情報

【参考】 プライバシー保護を重視した対応例

- 日本図書館協会の実践例
- 「図書館の自由宣言」（1954年採択 1979年改訂）
<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る
 - 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
 - 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
 - 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。
- 捜査機関から「照会」があったとき
<http://www.jla.or.jp/Default.aspx?TabId=658>
 - ・・・「捜査関係事項照会書」さえ提出されれば求められたデータを開示する、という誤解が発生しないように注意深く調整を進めましょう。
 - ・・・「警察からの照会に緊急性が認められるか否か図書館で判断する。緊急性がなければ、照会状による提供は断る。警察はそれでも情報がほしければ、捜索差押令状を裁判所に請求して出してくる（任意捜査から強制捜査に）。」ということになります。

3. 解釈と課題

- 任意捜査の範疇
- 対象
 - 公務所：国家機関、地方自治体の機関、裁判所、検察庁、警察も含む
 - 団体：法人格の有無を問わない。個人と同視されるものは含まない
- 照会に対する報告義務：（通説）原則として報告すべき義務を負うが直接的に強制する手段・方法はない。報告しても、国家公務員法・地方公務員法などの規定による守秘義務には反しない。
- 照会への報告の内容：条文上「必要な事項」。具体的限定なし。（弁護士）客観的事項に限るべき（捜査実務）意見やその他の情報まで得ようとする場合がある

【問い①】 憲法や他の法令との抵触する場合があるのではないか？

【問い②】 何が「必要な事項」に当たるかを誰が決めるのか？

【問い③】 照会先の選定について誰が決めるのか？

【問い④】 照会業務のコストは誰が負担するのか？

【問い⑤】 照会手続は記録化され、事後的に検証できるのか？

保存種別 第1種

関東管区警察局長 保安部長
各管区警察局長 公安部長
警視庁(刑事、生活安全、地域、交通、警備、公安)部長 殿
各道府県警察本部(刑事、生活安全、地域、交通、警備)部長
長
各方面本部長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁警備局警備企画課長

警察庁丁刑企発第211号、丁生企発第170号

丁交企発第203号、丁備企発第49号

平成11年12月7日

警察庁刑事局刑事企画課

捜査関係事項照会書の適正な

運用について(通達)

平成24年12月7日警察庁通達
「捜査関係事項照会書の
適正な運用について」

(2) 照会事項

照会により報告を求めることができる事項は、捜査のため必要な事項一般であるが、これらの照会は、具体的な捜査に関して記録に基づき事実関係の報告を求めるものであって、照会を受けた側が新たに特別の調査を行う必要のある事項であるとか、特に専門的知識に基づく新たな判断を必要とするような事項にはなじまないもので、

○ 中央官庁の所管する法令の抽象的一般的な解釈

○ いまだ診断書が発行されていない段階において、公私の団体である病院又は診療所に対し、通院加療の必要日数

などについて報告を求めることはできない。

また、本照会は、あくまで捜査のための必要事項の「報告」の要求であることから、直接帳簿、書類等(謄本を含む)の提出を求めることは本条を根拠としてできない。ただし、公務所等が自発的に謄本等を提出して報告に代えることは何ら差し支えない。

(3) 費用の負担

刑事訴訟法197条2項の規定に基づく照会への回答作成に伴う費用は、公務所等が業務等の報告義務の履行に伴う通常範囲の経費(書類作成費用)として公務所等が負担すべきものである。ただし、義務の履行に伴う費用の負担が報告事項の内容や量、求めた報告の方法等を勘案し、社会通念上妥当とされる範囲を超えるものについて費用の請求があった場合は、その経費の全部又は一部を捜査機関が負担するのが妥当である。

(3) 取扱者の明記

照会先からの問い合わせ等に配慮し、照会取扱者の連絡先(課[係]名、取扱者氏名、加入電話番号、内線番号等)を余白に記載すること。

(4) 決裁

捜査関係事項照会は、捜査主任官が個々の照会ごとに照会の必要性、照会内容等を十分検討し、警部以上の階級にある者が、責任を持って発出の是非を判断した上で所属長決裁を受けること。

(5) 契印

捜査関係事項照会書は、公信性を高めるためにも正本の他、必ず副本を作成し、契印をするものとする。

(6) 副本の保管・管理

副本については、必ず専用の簿冊に編綴し、庶務担当係等において一元的な保管・管理に努めること。

(7) 文書番号

決裁後は、必ず文書番号を付すこと。

(8) 照会先への配慮

ア 事務負担の軽減

照会件数や照会事項は必要最小限度にとどめ、また、可能なものについては、あらかじめ回答用紙を作成して添付するなど照会先の事務負担の軽減を図ること。

イ 返信用封筒(切手をはり付け)の同封

郵送による照会については、あて先(所在地、所属名等)を明記した返信用封筒(切手をはり付け)を同封すること。

- 必要な範囲を限定しようとしている
- 決裁者・責任者は明確化されている
- 一定のコスト負担に配慮している



【問い⑥】 誰がその履行を確認するのか？ 捜査関係事項照会業務の監督責任はどこにあるのか？ (公安委員会はその監督業務を実施しているのか？)

4. 任意処分と強制処分について (1)

- 刑事訴訟法 197 条 1 項
- 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができ、但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない
- 任意捜査の原則：人権侵害の程度の低い捜査手法を第一に用いる
 - ▶ 犯罪捜査規範 99 条：捜査は、なるべく任意捜査の方法によつて行わなければならない
- 捜査比例の原則：捜査目的達成の障害を除去するために必要な限度で、権利侵害の低い手段があればそちらを用いる
 - ▶ 警察官職務執行法 1 条 2 項：この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきもの

5. 任意捜査の適法性が争われた最近の事例から (1)

- 最高裁第二小法廷決定平成20年4月15日（公道上を歩行中の被疑者容ぼう等とパチンコ店において腕時計の装着状況をいずれもビデオ撮影）
 - ▶ これらのビデオ撮影は、捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ、相当な方法によって行われたものといえ、**捜査活動として適法なもの**というべき
- 最高裁第三小法廷決定平成21年9月28日（配送予定の荷物について令状なくX線検査）
 - ▶ 荷送人や荷受人の内容物に対するプライバシー等を大きく侵害するものであるから、**検証としての性質を有する強制処分に当たる**
- 【問い⑦】 捜査機関が任意捜査として実施できるとして行った捜査関係事項照会について個別の「事項」について裁判所において強制処分に当たると判断される場合もあるのではないか？

任意捜査の適法性が争われた最近の事例 (2)

- 最高裁大法廷判決2017年3月15日（憲法35条は、「住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれる）（全員一致）
 - 個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であるGPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑訴法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分に当たる
- 【問い⑧】 捜査機関が、任意捜査として捜査対象者の位置情報を網羅的・継続的に第三者から提供させた場合には、本判決の射程は及ぶか？

【参考】任意処分と強制処分に関する区分表

	任意処分	強制処分
人の身体拘束	任意同行（警察官職務執行法#2）	逮捕・勾留
人の取調べ	可（任意出頭）	可（逮捕後・勾留中の取調べ）
所持品検査	可（警察官職務執行法#2）	可（逮捕に伴う捜索）
占有権の取得	任意提出・領置（犯罪捜査規範#109）	押収・没収
住居等への立ち入り	不可（犯罪捜査規範#108）	捜索・検証
現場・身体等の見分	可（実況見分）	検証
人の身体検査	女子不可（犯罪捜査規範#107）	身体検査令状
人の体液取得	可（任意提出）	条文なし（判例：尿について特別な捜索差押え許可状）
位置情報取得 （過去）	不可（条文なし）	検証
位置情報取得 （現在）	GPS発信装置の無令状装着は許されない（平成29年最高裁大法廷判決）	立法がなければ不可（平成29年最高裁大法廷判決）
通信傍受	?（技術的には可能）	通信傍受
室内盗聴	?（技術的には可能）	不可（条文なし）

6. 残る問題：秘密保持要請について

- ① 出頭要求（198条1項、223条1項）
- ② 被疑者の取調べ（198条）
- ③ 被疑者以外の取調べ（223条）
- ④ 任意提出・領置（221条）
- ⑤ 嘱託鑑定（223条1項）
- ⑥ 通訳・翻訳の嘱託（223条）
- ⑦ 捜査事項照会（197条2項）
- ⑧ 通信履歴の保全要請（197条3項）
- ⑨ 秘密保持要請（⑦・⑧に関して）（197条5項）



検査関係事項照会書

捜査関係事項照会書

平成24年 年 月 日

株式会社トリアティー
代表取締役
兼 松 拓 也 殿

愛知県 検 察 官 署
司法警察員 警 視 長 本 署 長 殿



捜査のため必要があるため、下記事項につき至急回答願いたく、刑事訴訟法第197条第2項によって照会します。

記
照会事項

- 1. 捜査の目的
- 2. 捜査の趣旨
- 3. 捜査の経過
- 4. 捜査の結果
- 5. 捜査の今後の予定
- 6. 捜査のその他の事項

なお、みだりに本照会に関する事項を漏らさないよう、刑事訴訟法第197条第5項によって求めます。

以上

【照会警察官の所在地】〒 467-0906
名古屋市中区瑞穂通2丁目2番地 愛知県検察官署
【担当者氏名】 新 實 志 (電話 052-842-0110(内線11))

なお、みだりに本照会に関する事項を漏らさないよう、刑事訴訟法第197条第5項によって求めます。

なお、みだりに本照会に関する事項を漏らさないよう、刑事訴訟法第197条第5項によって求めます

【問い⑨】全ての照会書中に定型文化されているのは、適正性・合理性を欠くのではないか？ 情報提供を求められた公務所・団体には本人への通知義務があるのではないか？ 保秘要請の必要性・妥当性を誰がチェックできるのか？ 全て「捜査の秘密」で正当化可能か？

To be continued...